袖ケ浦市職員
キャリアリターン採用（再採用）選考受験案内

受 付 期 間　令和８年１１月　２日（月）～

１　募集職種、募集人数及び受験資格
（欠員の状況により人数が変動します、ご注意ください。）

募　集　職　種	募集人数	受　　験　　資　　格
全職種	若干名	次の要件を全て満たす方 (1) 袖ケ浦市職員（任期の定めのない職員に限る）としての勤務経験を3年以上有する方（ただし、育児休業、介護休暇、休職等の期間は勤務経験から除く。） (2) 袖ケ浦市を退職後、再採用される日までに10年を経過していない方 (3) 袖ケ浦市の退職理由が以下のいずれかである方 ア　出産、育児、介護、配偶者の転勤等のやむを得ない事情などにより退職した方 イ　留学、転職等のキャリアアップのために退職した方 (4) 袖ケ浦市の退職方法が勧奨退職、懲戒免職、分限免職以外の方 (5) 再採用される日が属する年度末に定年年齢に満たない方 (6) 資格免許が必要な職を受験される場合、該当する資格免許を有している方

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　受験手続

（１）申込手続

原則として袖ケ浦市採用試験申し込み専用フォーム（電子申請：パソコン・スマートフォン）でオンライン申込をしてください。（やむを得ない事情でインターネットを利用できない場合は、袖ケ浦市役所総務部職員課までご連絡ください。）

提出書類に不備等があると受付ができませんので、余裕をもって申込を行ってください。

- **袖ケ浦市採用試験申し込み専用フォーム（電子申請：パソコン・スマートフォン）でオンライン申込**

袖ケ浦市採用試験申し込み専用フォーム（ＬｏＧｏフォーム）から申し込みできます。袖ケ浦市ホームページへアクセスし、ご確認ください。

・電子申請にはメールアドレスが必要です。「@logoform.jp」のドメインからメールを受信できるよう受信許可設定をお願いします。

・写真を画像ファイルでご用意ください（写真は、最近３ヶ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、サイズ縦４：横３）で本人と確認できるもの)。

・袖ケ浦市退職後の職歴等が４社以上ある方は職務経歴書に必要事項を記入し、フォームにアップロードしてください

（2）申し込み期間

令和８年１１月２日（月）から

受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（オンライン申込を除く）

（土曜日、日曜日は閉庁につき受付できません。(オンライン申込を除く)）

申し込み翌年度の４月１日に採用を希望される場合は、前年度の１２月最終営業日までにお申し込みください。

（3）試験当日の提出書類

・資格免許証等の写し（必要な職種のみ）

※資格証等の氏名が変更されている場合は、戸籍抄本を添付してください。

３　面接試験の日時及び場所

応募状況等を踏まえ、申込者と調整のうえで決定します。

詳細は申込時に登録されたメールアドレス宛に通知します。

４　選考の方法

書類審査、面接試験及び袖ケ浦市在職時の勤務成績等を加味して選考します。

５　身上調査

受験資格の有無及び申込書等に記載されている事項について調査します。

６　合格者の発表

面接試験終了後、おおむね２週間後を目安に書面により通知します。

電話による問い合わせは、間違い等を防ぐため一切受け付けいたしません。

７　合格から採用まで

（１）最終合格者は、職種区分ごとに作成される職員採用候補者名簿に登載されます。

（２）採用の時期は、原則として毎年４月１日です。

ただし、欠員等の状況に応じ前倒しで採用することがあります。

（３）職員採用候補者名簿登載の有効期間は、最終合格発表の翌年度の３月３１日までです。

（４）職員採用候補者名簿に登載されていても欠員等の状況により採用されない場合があります。

（５）受験資格がないこと又は申込書等の記載事項が正しくなかったことが判明した場合、又は採用日までに受験資格要件が満たされなかった場合は、合格を取り消し、職員採用候補者名簿から削除します。
（６）令和８年１２月２５日に施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、制度対象となる業務に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、選考過程において、申告書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する場合があります。

８　給　与

（１）給与は、「袖ケ浦市一般職の職員の給与に関する条例」の規定に基づき、給料、地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
採用後の給料については袖ケ浦市退職後の職務経験によって調整します。

９　勤務時間及び休暇

（１）勤務時間　　原則として１週間につき３８時間４５分、１日７時間４５分
（２）有給休暇　　年次有給休暇　…　年間２０日
特別休暇　…　結婚、忌引、産前・産後休暇等

１０　その他

法律に定めがある場合のほかは、免職等の不利益処分を受けることなく身分が保障されます。
その他、千葉県市町村職員共済組合等による療養給付、退職年金制度等があります。

１１　問い合わせ先及び書類提出先

〒299-0292　千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１
袖ケ浦市役所 総務部 職員課 人事研修班　　電話 0438(62)2106